

3 高次脳機能障害支援モデル事業

104,168千円 → 103,838千円(△330千円)

〔
・国立身体障害者リハビリテーションセンター実施分
24,168千円 → 23,838千円(△330千円)
・都道府県実施分
80,000千円 → 80,000千円(±0千円)
〕

1 事業の主旨

高次脳機能障害者への具体的な支援方策を検討すべく、地方自治体及び国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、「高次脳機能障害支援モデル事業」に取り組み、平成13～15年度の3か年において、「評価基準」「訓練プログラム」「支援プログラム」を作成することとしている。

平成16年度においては、引き続き地方自治体と国立身体障害者リハビリテーションセンターの連携を図りつつ、これまでのモデル事業の成果を踏まえ、地域の関係機関の連携の下に、各種の制度を活用したサービス提供を試行的に行い支援体制の確立を図る。

2 事業の内容

- (1) 各自治体においては、支援対策整備推進委員会を設置し、個々のケースについての支援ニーズの評価を行なうとともに、当該地域における事業の円滑な運営のため、地域の実態把握、関係機関の連携確保、事業の実施状況の分析、効果的な支援手法、普及啓発方法等について、総合的な検討を行う。
- (2) 各自治体においては、支援の拠点となる機関を指定して、そこに「支援コーディネーター」を配置し、平成15年までの事業で作成された支援プログラム等を活用して、支援対象者の社会復帰支援のため、支援計画の策定や継続的な調整を行う。
- (3) 国立身体障害者リハビリテーションセンターは、15年度までの事業で作成された支援プログラム等を活用してサービスの試行的提供を自ら実施するとともに(1)、(2)の支援対策整備推進委員会及び拠点となる機関と連携して全国に普及可能な支援体制の確立に向けた検討に取り組む。

3 実施主体等

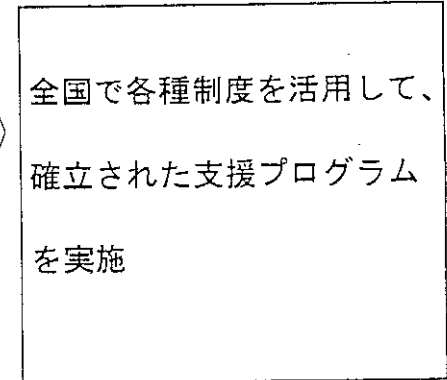
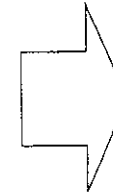
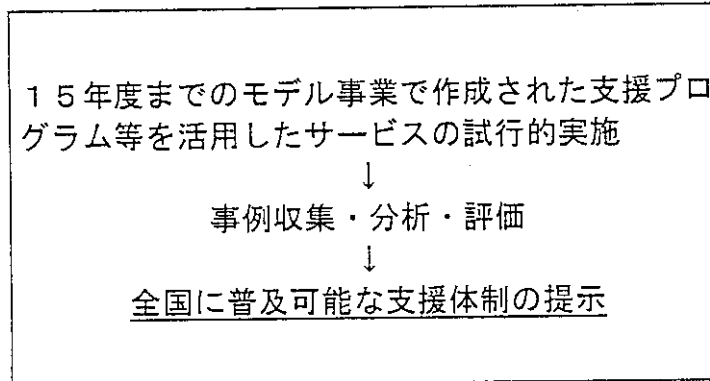
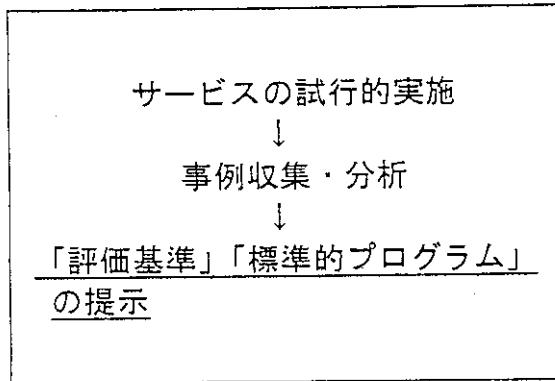
- (1) 2の(1)及び(2)の事業：都道府県又は指定都市
事業費 20百万円(1/2補助)
- (2) 2の(3)の事業：国立身体障害者リハビリテーションセンター
事業費 24百万円

高次脳機能障害支援モデル事業について

平成13～15年度

平成16～17年度(予定)

平成18年度以降



① 都道府県 指定都市 (8県 市)

- ① 連絡調整委員会
- ② 地域拠点リハビリテーション事業 (病院)
- ③ 社会復帰施設事業

① 都道府県 指定都市 (8県 市)

- ① 支援体制整備事業
 - ・ 支援拠点機関の指定
 - ・ 支援コーディネーター (仮称) の設置
 - ・ 支援対策整備推進委員会の設置
- ② リハビリテーション等提供支援事業
- ③ 地域生活支援事業

② 国立身体障害者リハビリテーションセンター

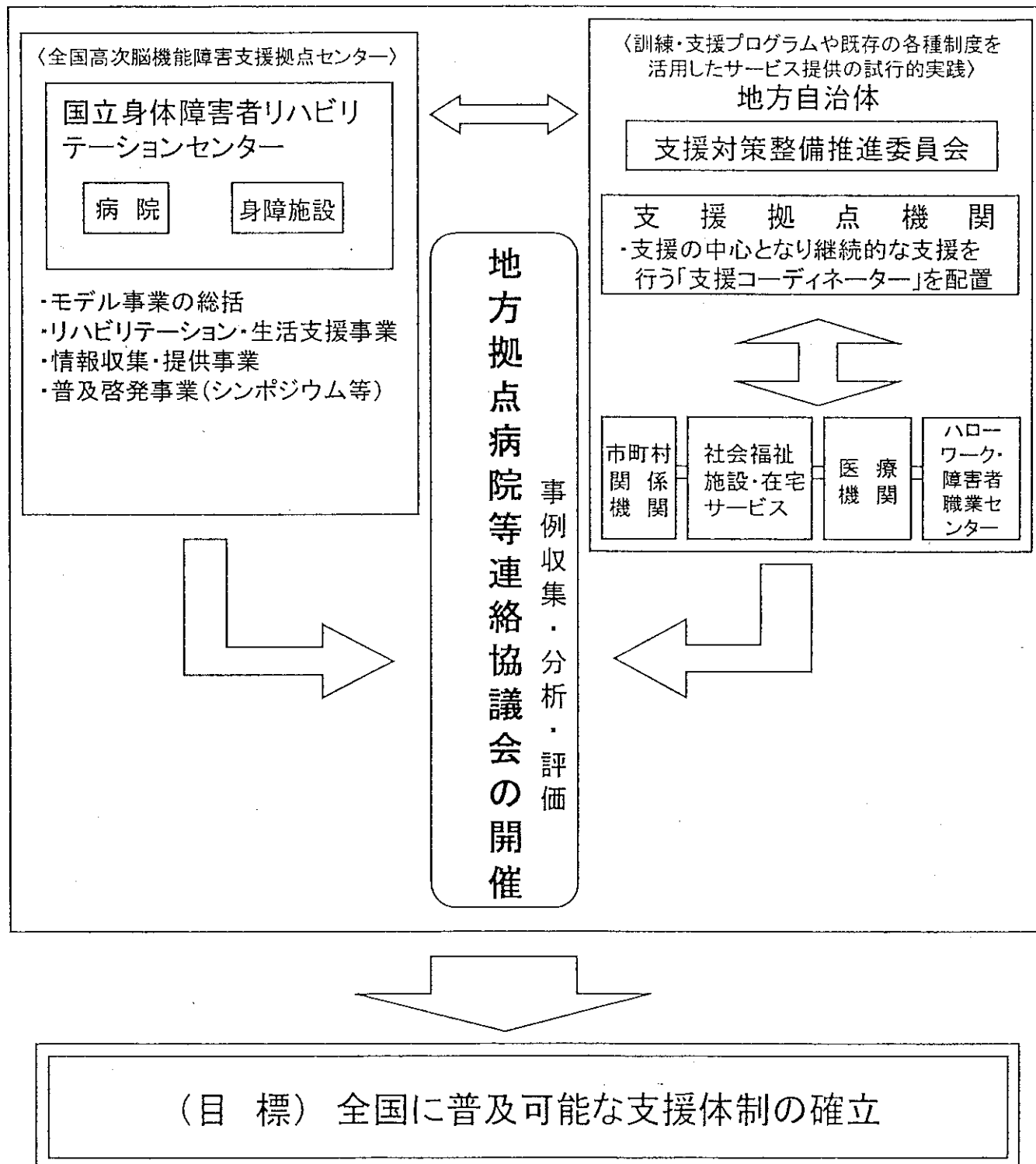
- ① リハビリテーションサービス事業
((1)①②に相当)
- ② 情報収集・提供事業
- ③ 研修事業

② 国立身体障害者リハビリテーションセンター

(全国高次脳機能障害者支援拠点センター)

- ① リハビリテーション・生活支援事業
- ② 情報収集・提供事業
- ③ 普及啓発事業

高次脳機能障害支援モデル事業【概念図】



(目標) 全国に普及可能な支援体制の確立